

J Aグループ・農機商組合加盟店 いずれも実施

中古農業機械査定士

検定試験に合格した『プロ査定士』が中古農業機械を査定します。

査定価格は、一定の評価基準に基づき算定されることとなり、健全で信頼できる中古市場が形成されます。



全国統一の中古農機査定士制度のメリット

- 中古農業機械の適正な下取り評価
 - 中古農業機械の性能維持・安全性の確保
 - 中古農機流通の活発化、販売の拡大
- ※ 農家の皆様は売る場合、買う場合どちらも信頼性が向上



中古農業機械査定士制度関係機関

全国農業協同組合連合会
一般社団法人日本農業機械化協会

全国農業機械商業協同組合連合会
都道府県中古農業機械査定士協議会

中古農業機械査定士Q & A

Q1 中古農業機械査定士とは？

A 1 日本農業機械化協会※が定めた講習を修了し、技能検定試験に合格した農業機械整備技能士です。

Q2 中古農機査定事業者とは？

A 2 ①中古農業機械査定士が従業員にいる
②古物営業許可証を持っている
③農業機械整備施設設置基準による認定整備施設を保有している
④全農または、全農機商連会員である県域組合に所属している
上記4要件を全て満たす事業者です。

Q3 査定の対象機種は？

A 3 現在は、乗用トラクター、乗用田植機、コンバインの3機種です。
中古流通量が一定以上になれば機種が追加されます。

Q4 中古農業機械査定士制度のメリットとは？

A 4 経過年数相応の能力と品質を備えた中古農機に対し、一定の方法により適正な評価がされるので信用、信頼が高まります。

Q5 協会が定める統一基準とは？

A 5 日本農業機械化協会が実施する中古農業機械実態調査報告を基に、「経年減価率表」と「アワメータ増減率表」を毎年作成し、中古農機査定事業者に示します。
査定事業者は、この統一基準に加えて、個々の機械の状態を判断し査定価格を決定します。

Q6 「アワメータ増減率表」とは、どのようなものか？

A 6 使用年数が同じでも、積算使用時間が平均より少なければ、機体の損耗程度が小さいとみなしてプラス評価し、大きければマイナス評価します。

Q7 取扱説明書が無い場合は？

A 7 重要書類であり再販時に添付を義務付けています。
査定では、紛失している場合にはマイナス評価となります。

※日本農業機械化協会:全農、全農機商連(農機販売店の団体)、農機メーカー等が加入している農業機械の全国団体。